

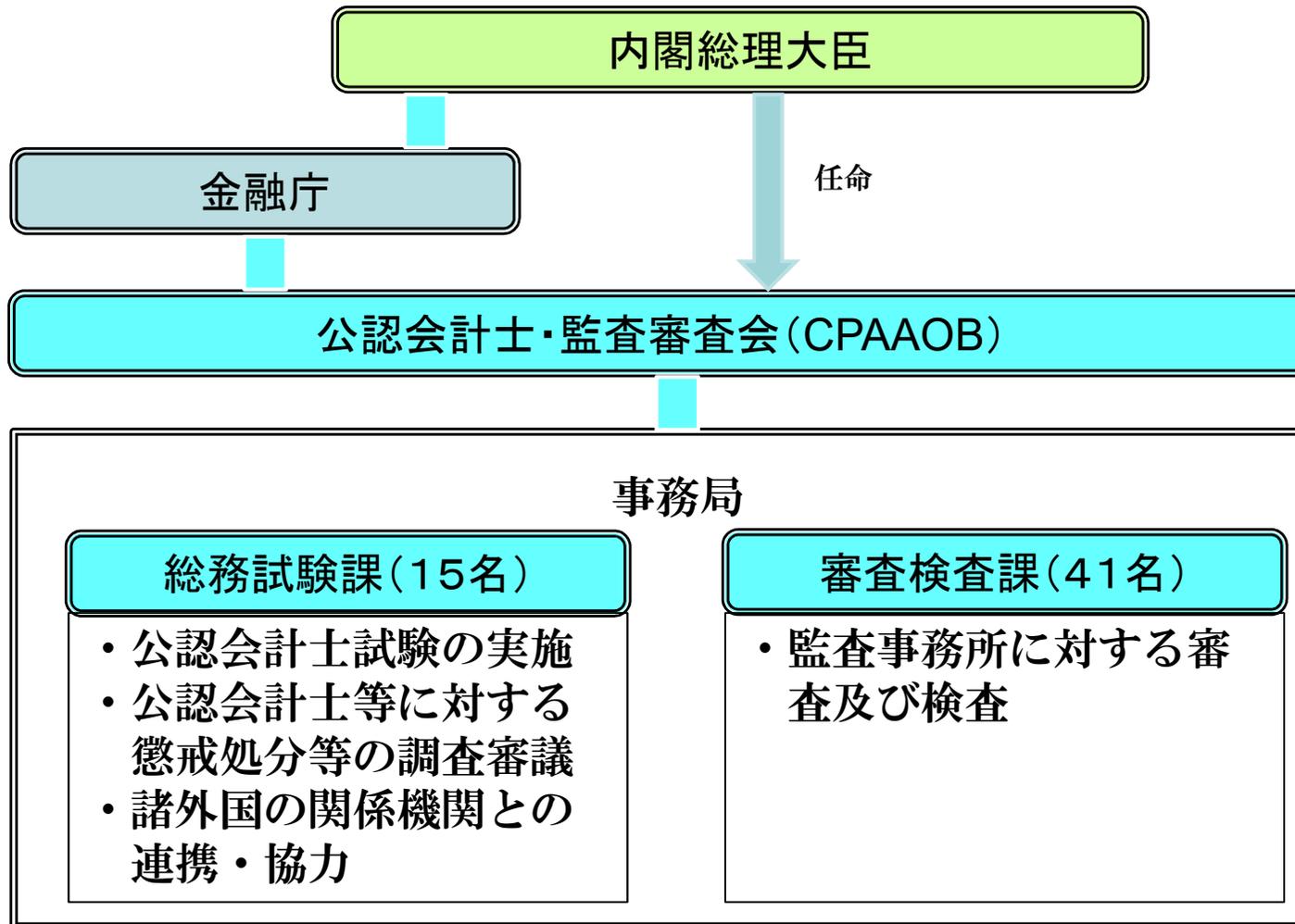
拡大する公認会計士の役割

～公認会計士という資格の魅力～

日本大学商学部
令和5年4月1日

公認会計士・監査審査会
会長 松井 隆幸

公認会計士・監査審査会とは



上記人員数は、令和4年度定員ベース

(審査会『公認会計士・監査審査会パンフレット』令和4年度版、2頁。一部修正。)

構成

- I. 公認会計士とは
- II. 公認会計士になるには
- III. 監査法人
- IV. 公認会計士の活躍の場
おわりに



金融庁『基礎から学べる金融ガイド』平成28年、金融庁、21頁。

I. 公認会計士とは

三大国家資格

法曹(弁護士・検
察官・裁判官)



公認会計士



医師



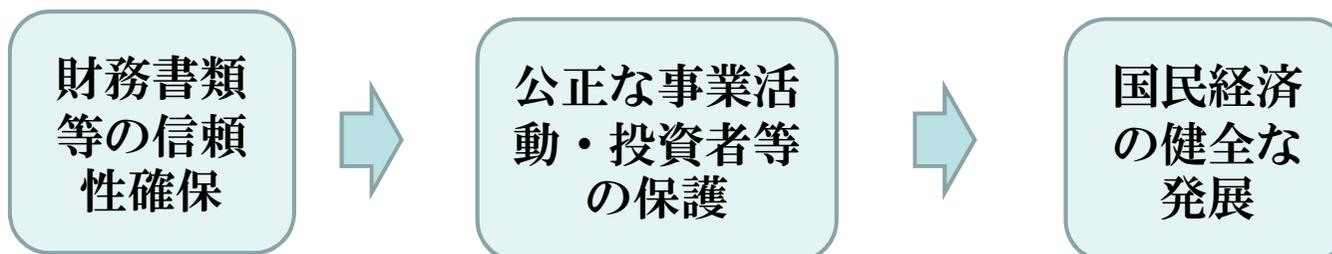
I. 公認会計士とは

- これらの資格には、いくつかの共通点があります。
 - － 国家試験に合格すること
 - － 独占業務が認められていること
 - － その業務の実施には、専門的知識と実務経験が必要であること
 - － その業務は、社会にとって不可欠であること

I. 公認会計士とは

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

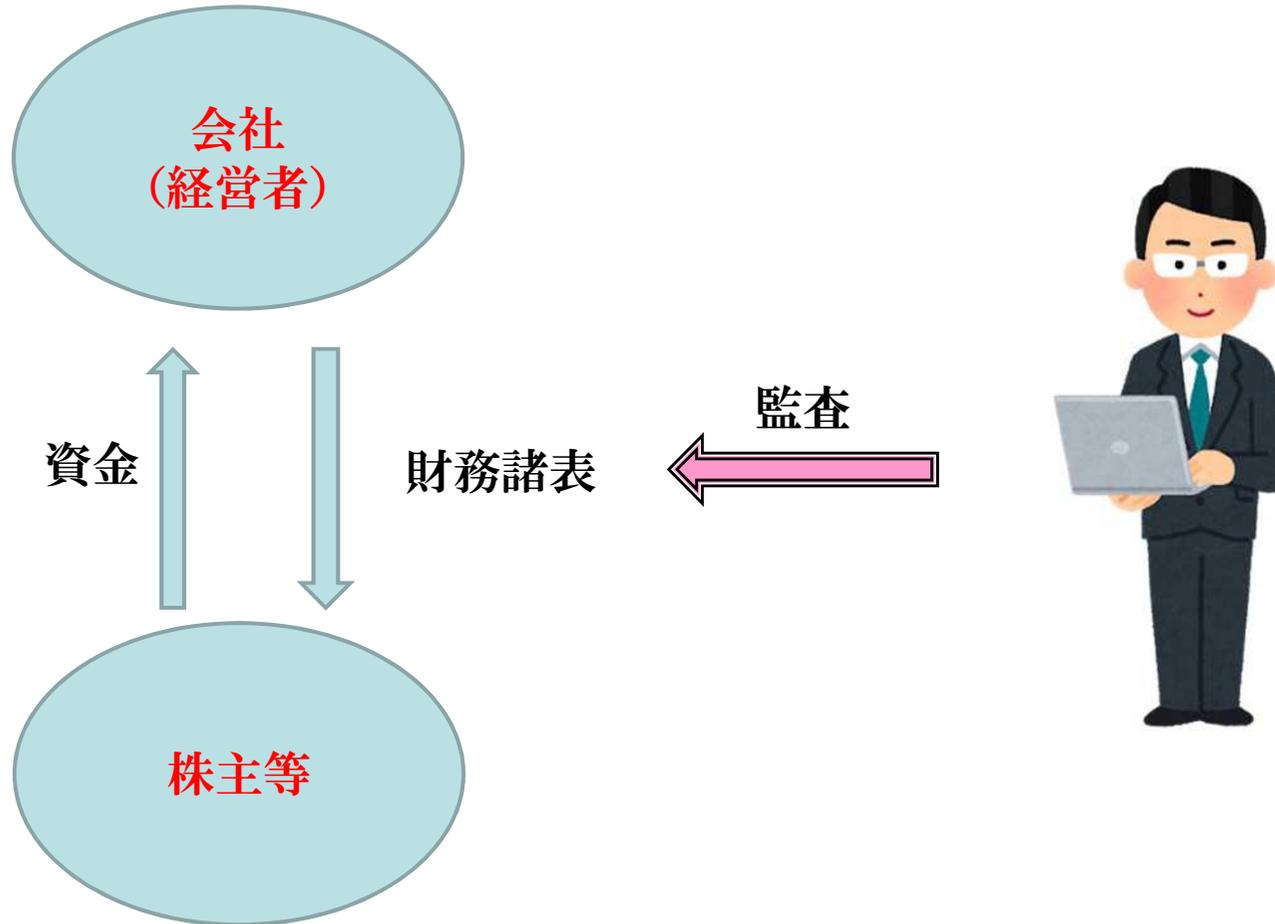
「公認会計士は、**監査及び会計の専門家**として、独立した立場において、**財務書類**その他の財務に関する情報の**信頼性を確保**することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」



I. 公認会計士とは

- 公認会計士は、財務諸表等の信頼性の確保を使命としています。
- 代表的な財務諸表に、貸借対照表と損益計算書があります。
 - 貸借対照表＝ある一時点での企業の財産の状態を示します。二つの時点の貸借対照表を比較すると、状態の変化がわかります。
 - 損益計算書＝ある期間で利益がどのように生じたかを示します。

I. 公認会計士とは



I. 公認会計士とは

- 会社（経営者）は、株式や社債を発行して株主等から資金を集め、さまざまな資産を購入し、それを活用して事業を行います。
 - － 会社が株式等を売却する場、株主等が株式等を売買する場を資本市場といいます。
- 株主等は、投資等の判断にあたり、会社の状態や利益を獲得する能力についての情報を必要とします。
- その情報として、財務諸表が必要になります。
 - － 経営者もまた、会社を運営するため、会社がどのような状態にあるのか、利益を獲得できているのかを知る必要があります。

I. 公認会計士とは

- 株主等は、財務諸表により、会社の状態や利益を獲得する能力を判断し、株式等を購入するかどうか等を決めます。
- そうすれば、資金をうまく活用する会社に資金が集まり、経済は発展します。
- でも、会社の業績が悪くなっているのに、良くなっているように見える財務諸表を株主等に示したとしたらどうなるでしょうか？



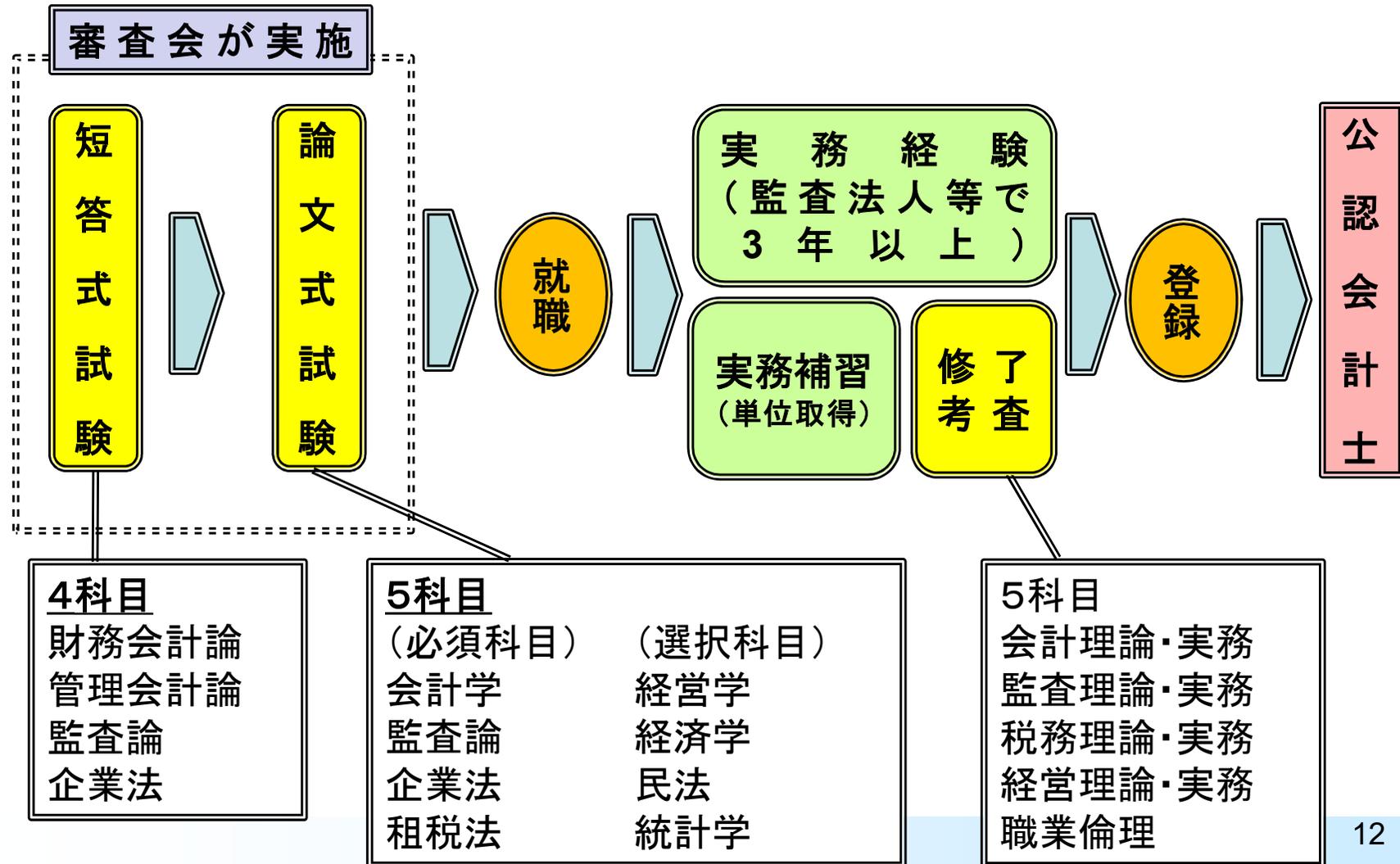
pixta.jp - 54426926

I. 公認会計士とは

- 例えば、会社が突然倒産して…
 - 株が無価値に
 - 貸し付けた資金が回収不能に
- これでは、株主等が会社を信頼できず、株式等の購入をためらうので、資金の循環が滞り、経済システムが破綻してしまいます。
- そうならないように、公認会計士が財務諸表を監査し、その信頼性を確保するのです。



Ⅱ. 公認会計士になるには



Ⅱ. 公認会計士になるには

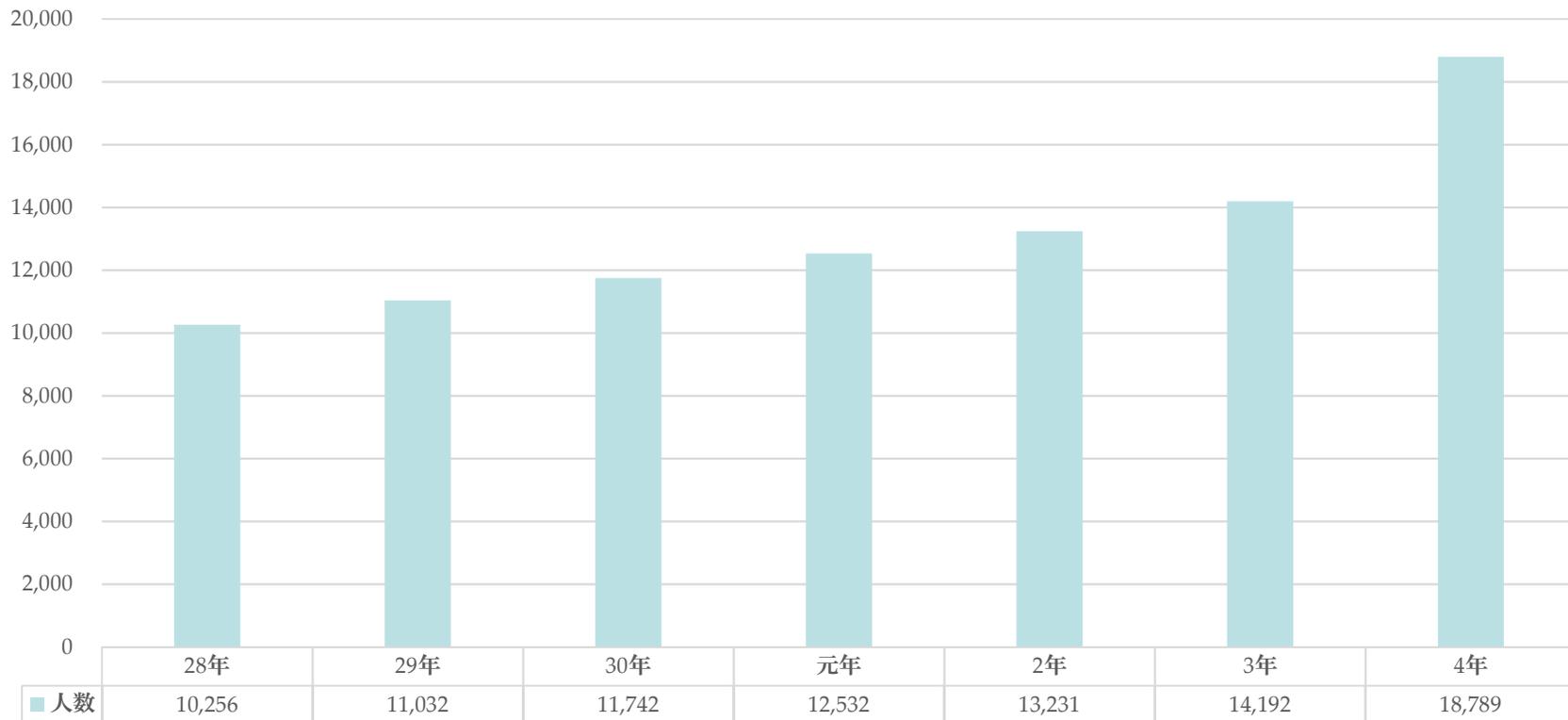
- 短答式試験と論文式試験は独立の試験ではなく、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定します。
- 短答式試験は、受験者が論文式試験を受験するために必要な**専門的知識**を備えているかを判定するための試験です。
- したがって、審査会が公表している「出題範囲の要旨」に沿って、偏りなく基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題が出題されます。

Ⅱ. 公認会計士になるには

- 論文式試験は、受験者が必要な専門的知識を有しているという前提で、受験者の思考力、判断力、**応用能力**、論述力等を評価することに重点をおきます。
- そのため、短答式試験のある科目の「出題範囲の要旨」では、論文式試験の出題範囲を短答式試験よりも絞り込んでいます。
- 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法については、法令集を受験時に配布し、試験を実施しています。

Ⅱ. 公認会計士になるには

願書提出者数



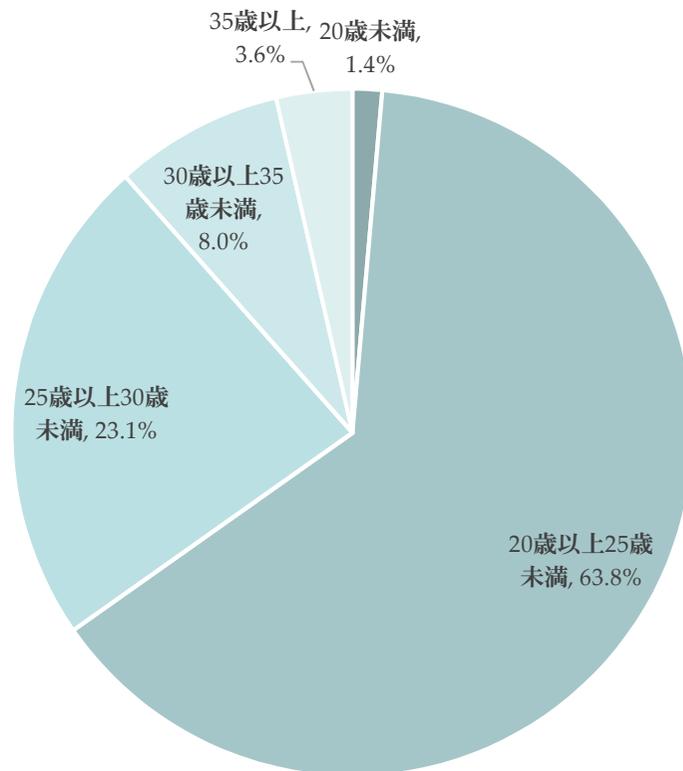
Ⅱ. 公認会計士になるには

合格者数・合格率

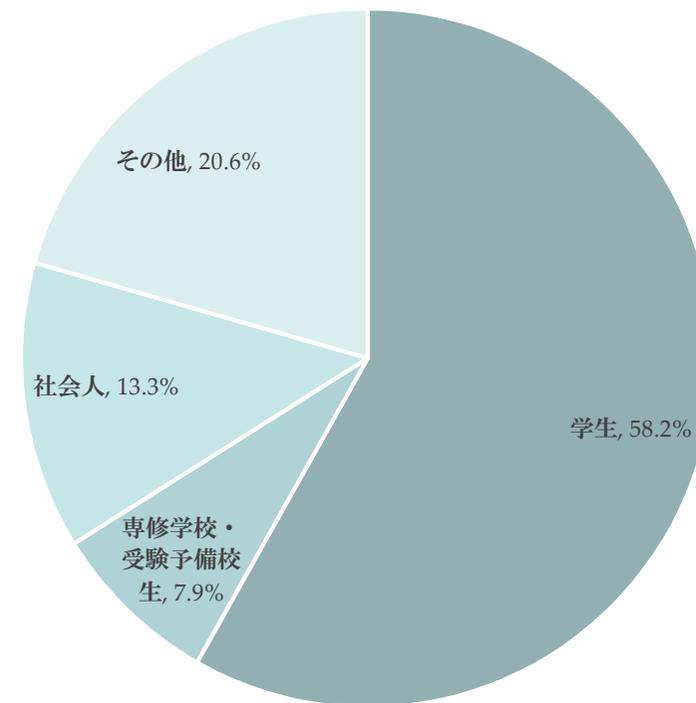


Ⅱ. 公認会計士になるには

年齢別合格者構成比（令和4年試験）

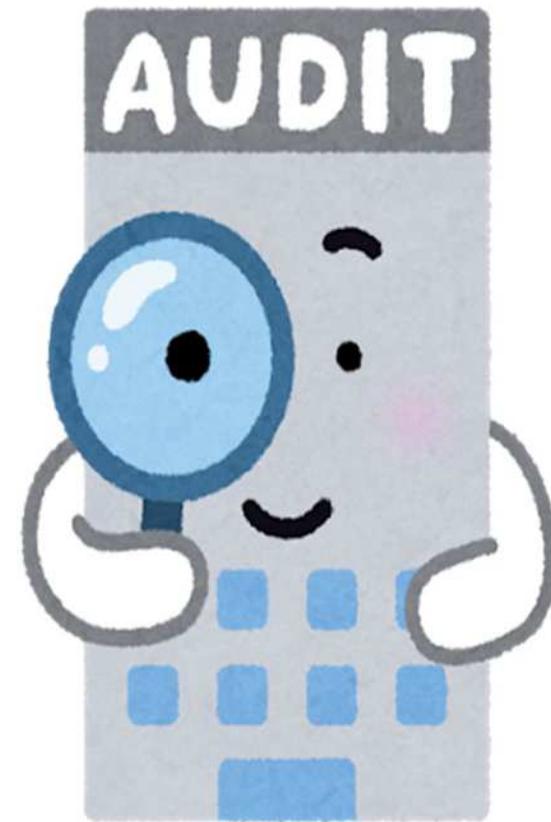


職業別合格者構成比（令和4年試験）



Ⅲ. 監査法人

- 監査法人とは、財務書類に関する**監査業務を組織的**に行うことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。
- 監査法人は、令和4年3月末時点で、276法人あります。



Ⅲ. 監査法人

図表 I-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



(資料) 池田唯一=三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて—(第一法規、平成 21 年) 55 ページの図を参考に、審査会作成

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	約 150 人～約 600 人	約 30 人～100 人弱	～約 30 人
常勤職員数	約 2,900 人～約 6,400 人	約 170 人～800 人弱	～約 80 人

(注) 監査法人の規模別の特徴については、図表Ⅲ-1-3 <監査法人の規模別の特徴> (63 ページ) を参照のこと。

審査会『令和 4 年版 モニタリングレポート』令和 4 年、16 頁。

Ⅲ. 監査法人

図表Ⅳ-2-4 <大手監査法人及び準大手監査法人が所属しているグローバルネットワークの一覧>

監査法人	グローバルネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Cooperative (KPMG)
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTT)
EY 新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited (EY)
PwC あらた有限責任監査法人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)
仰 星 監 査 法 人	NEXIA International Limited (NEXIA)
三 優 監 査 法 人	BDO International Limited (BDO)
太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人	Grant Thornton International Limited (GT)
東 陽 監 査 法 人	Crowe Global
P w C 京 都 監 査 法 人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)

(資料) 各監査法人の公表資料に基づき、審査会作成 (令和4年7月1日現在)

審査会『令和4年版 モニタリングレポート』令和4年、111頁。

Ⅲ. 監査法人



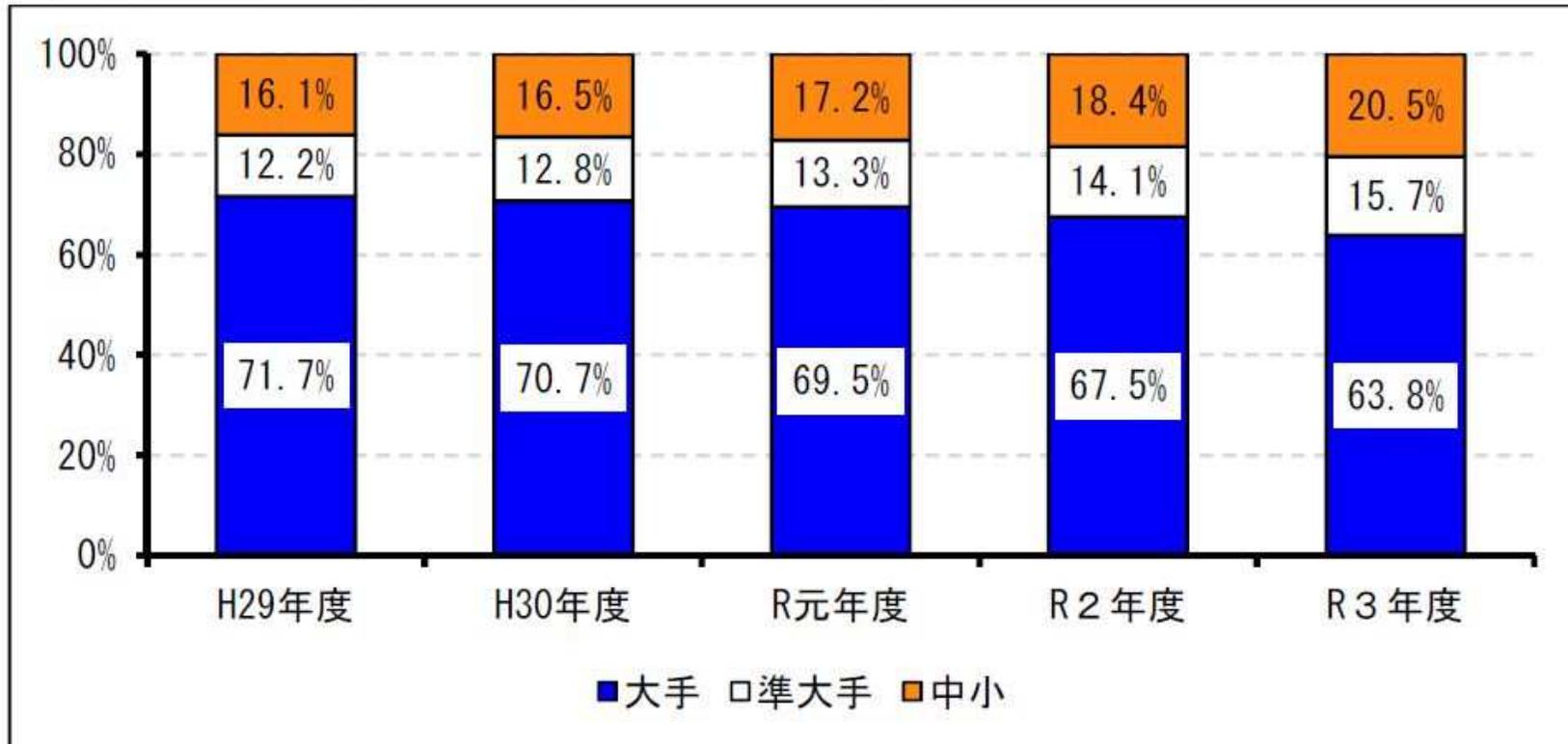
- 上位者の指示・指導・監督のもと、監査業務の実作業を実施します。

- 業務執行社員の指示・指導・監督を受け、現場で監査チームを統括します。スタッフの指導や育成も重要な業務です。

- 業務執行社員として、監査業務を統括します。法人の運営にも参画します。

Ⅲ. 監査法人

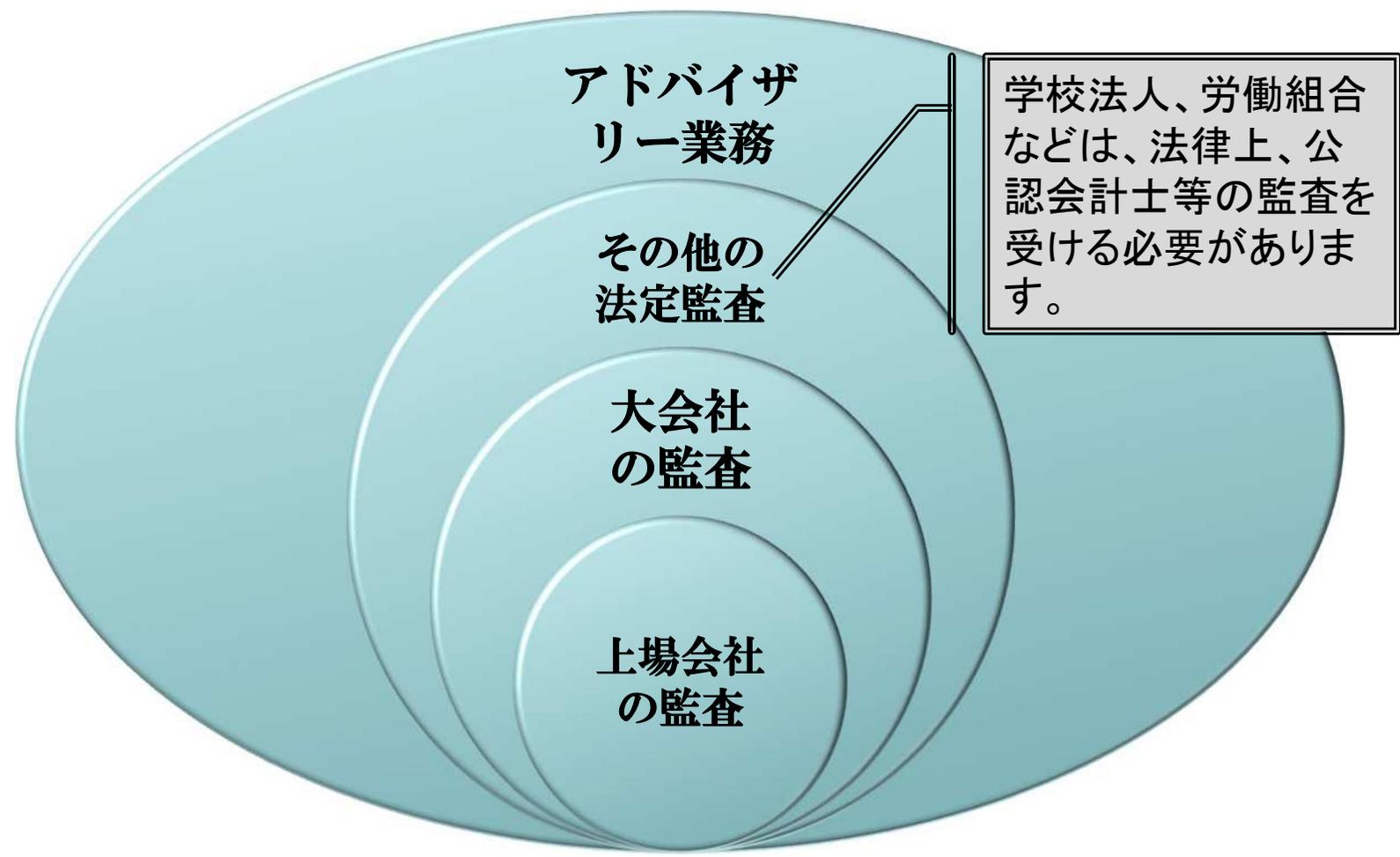
図表 I-3-5 <会計監査人の規模別上場国内会社数の推移>



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

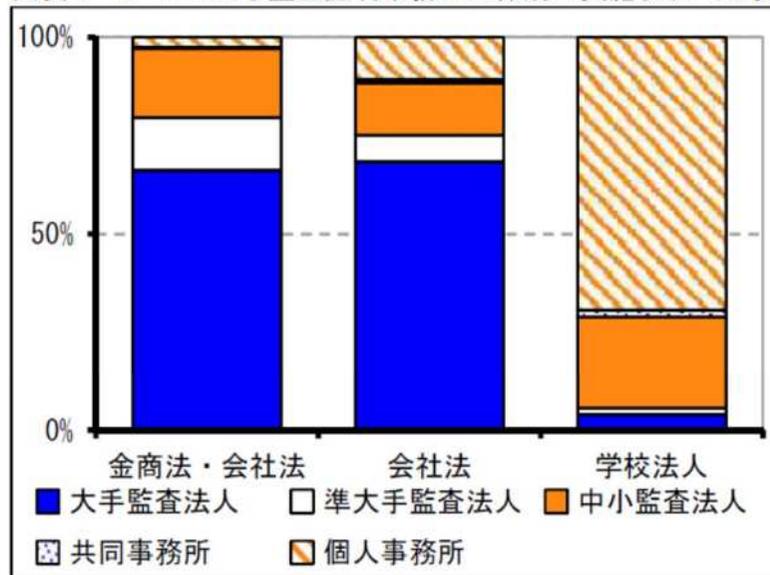
審査会『令和4年版 モニタリングレポート』令和4年、25頁。

Ⅲ. 監査法人



Ⅲ. 監査法人

図表 I-3-2 <主な監査証明業務の主体別の実施状況（右表の単位：社）>



監査事務所別	金商法・会社法	会社法	学校法人
監査法人	4,035	5,395	1,486
(内訳)	(大手)	(4,172)	(199)
	(準大手)	(415)	(92)
	(中小)	(808)	(1,195)
共同事務所	9	51	85
個人事務所	107	659	3,556

(注1) 令和2年4月期から令和3年3月期に係る被監査会社等の監査実施状況を集計。図表I-3-1のデータとは集計期間が異なるため、数値は一致しない。

(注2) 「金商法・会社法」には、金商法と会社法に基づく監査証明が必要な業務に加え、金商法に基づく監査証明のみが必要な業務も含まれている。

(資料) 協会データより審査会作成

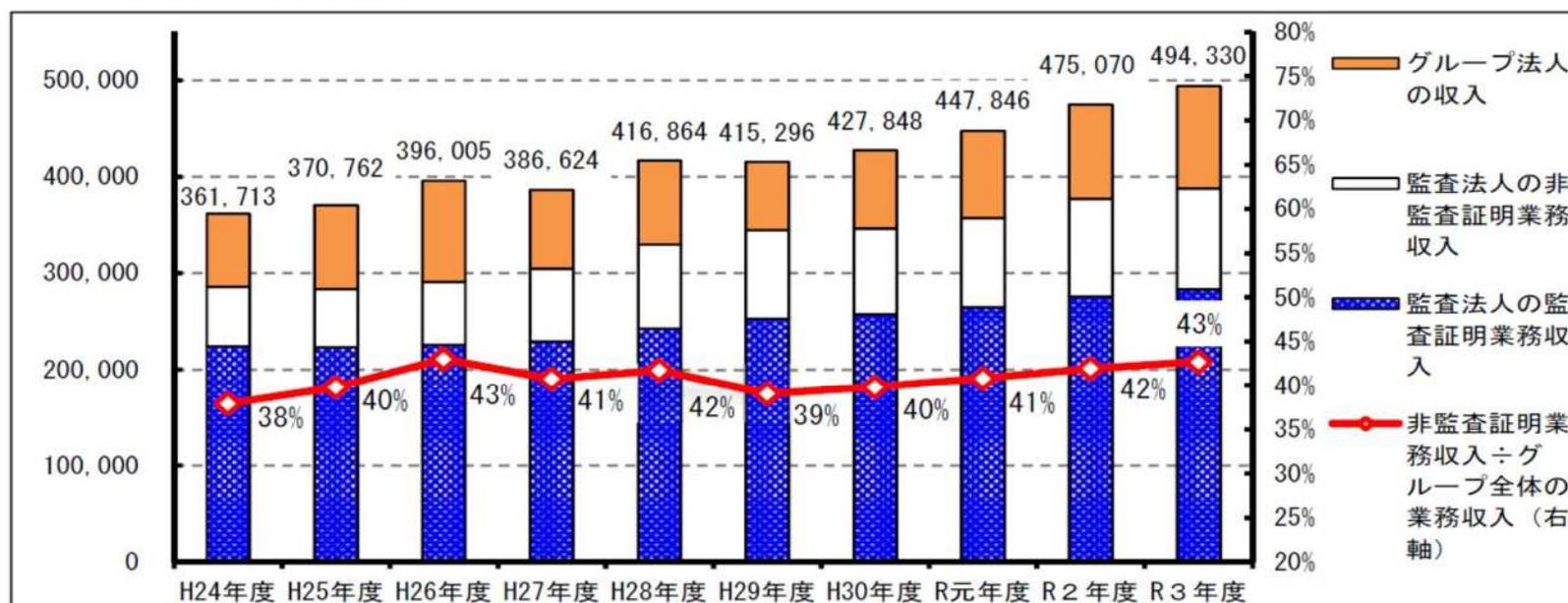
審査会『令和4年版 モニタリングレポート』令和4年、23頁。

Ⅲ. 監査法人

- 監査法人では、会計や監査の知見を活かし、様々なアドバイザリー業務を提供しています。
 - 財務諸表作成支援
 - 内部統制・内部監査の高度化支援
 - 財務経理プロセス最適化支援
 - 不正・不祥事の調査
- 大規模な監査法人では、監査法人を中核としたグループを形成し、グループの中に、アドバイザリー業務や税務業務を行う法人を設立しています。

Ⅲ. 監査法人

図表Ⅲ-1-14<監査法人グループの業務収入における非監査証明業務収入の割合の推移（左軸 単位：百万円）>
（大手監査法人（4法人合計））



- (注1) 監査法人グループの業務収入は、グループ法人のうち、原則として、監査法人の子会社等に該当する会社の収入を含めており、監査法人グループ内のサービスを行う子会社等の収入も含んでいる。
- (注2) 非監査証明業務収入は、監査法人の非監査証明業務収入と監査法人の子会社等の収入の合計である。
- (注3) 平成29年度において1法人グループが決算期を変更し、8か月決算となっている。このため、平成29年度の業務収入は、決算期を変更した監査法人グループの8か月の業務収入が同水準で1年間発生したと仮定して（12か月/8か月を乗じて）補正している。
- (注4) 平成27年度及び平成29年度に、特定の大手監査法人が、非監査証明業務を行う事業や子会社を監査法人や子会社等から分離している。
- (資料) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

審査会『令和4年版 モニタリングレポート』令和4年、79頁。

IV. 公認会計士の活躍の場

事業会社

- 経理や原価管理
- 経営戦略の企画
- 監査役スタッフや内部監査

金融機関

- 融資業務
- 事業再生
- 監査役スタッフや内部監査

官公庁

- 会計検査業務
- 金融機関の検査
- 監査法人の検査

IV. 公認会計士の活躍の場

- 監査実務経験を持ち、会計や監査に精通した公認会計士は、会計や財務の担当者として、内部統制の構築・推進担当者として、また監査役スタッフや内部監査担当者として適任です。
- 組織体内で経験を積み、CFOや監査役等として活躍することもできます。
 - 監査法人の監査を受ける際、監査法人と円滑なコミュニケーションをとることができます。
 - 上場を目指す会社に入社し、内部統制の構築等に尽力する公認会計士の方も数多くいます。

IV. 公認会計士の活躍の場

- 組織体の中で、会計や監査の知識を必要とする業務は数多くあります。営利組織だけでなく、非営利組織においても同様です。
 - － 官公庁でも、会計や監査（検査）の担当者として、公認会計士を必要としています。
 - － 審査会でも、検査官の多くは、公認会計士の方です。

IV. 公認会計士の活躍の場

独立開業

- 税務業務
- 監査業務
- アドバイザリー業務

社外役員

- 社外取締役
- 社外監査役

教員

- 会計専門職大学院の専任教員
- 非常勤教員

IV. 公認会計士の活躍の場

- 公認会計士としてキャリアを積んだ後、自ら事務所を開業する人も数多くいます。
- 公認会計士は、税理士登録をすることにより、**税務業務**を行うことができます。
 - 各種税務書類の作成
 - 税務代理業務（申告、不服申立、税務官庁との交渉など）
- 地域に密着して、小規模な組織体に対する**監査業務**を提供することもできます。また、自身の得意分野を生かした**アドバイザー業務**を提供することもできます。

IV. 公認会計士の活躍の場

- 上場会社の社外取締役や社外監査役に就任する公認会計士も多くなっています。
- 会計及び監査の専門的知識を活用し、大学・大学院の教員に就任する公認会計士も多くなっています。
 - － 他の業務の傍ら、大学・大学院の非常勤教員に就任する公認会計士もおられます。

おわりに

- 会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、会計人材の中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として認められた存在です。
- 上場会社等の監査は、**公認会計士にのみ**認められた大変重要な社会的役割です。
- 公認会計士の役割は、上場会社等の監査に限定されるのではなく、多様な組織体において、さまざまな役割を果たすように期待されています。

おわりに

- 公認会計士＝監査人では**ありません**。
IVで述べたように、さまざまな領域で活躍することができます。
- 公認会計士は、会計や監査の知識・経験という強みを生かして、グローバルにもローカルにも、自身のライフスタイルにも合わせて、社会に貢献することができます。

参考資料

- 以下の審査会に関する資料は、審査会のホームページ
(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>)
からダウンロードできます。
 - 『公認会計士・監査審査会 令和4年度版』
 - 『目指せ、公認会計士！』 令和4年
 - 『令和4年版 モニタリングレポート』

ご清聴
ありがとうございました

